

条例番号	条例名
条例第60号	さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：区政推進部】
条例第61号	さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：職員課】
条例第62号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：職員課】
条例第63号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：子育て支援政策課】
条例第64号	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：廃棄物対策課】
条例第65号	さいたま市大宮区役所駐車場条例 【平成30年12月27日公布 所管課：大宮区役所新庁舎建設準備室】
条例第66号	さいたま市六日町山の家条例を廃止する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：市民生活安全課】
条例第67号	さいたま市にぎわい交流館いわつき条例 【平成30年12月27日公布 所管課：経済政策課】
条例第68号	さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：都市公園課】
条例第69号	さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：建築行政課】
条例第70号	さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例 【平成30年12月27日公布 所管課：水道計画課】

さいたま市条例第60号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(区の事務所) 第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(区の事務所) 第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[略]		
大宮区役所	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1	[略]	大宮区役所	さいたま市大宮区大門町3丁目1番地	[略]
[略]			[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年5月7日から施行する。
(さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正)
- 2 さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所 管 区 域	名 称	位 置	所 管 区 域
[略]			[略]		
さいたま市 大宮福祉事 務所	さいたま市大宮区 吉敷町1丁目12 4番地1	[略]	さいたま市 大宮福祉事 務所	さいたま市大宮区 大門町3丁目1番 地	[略]
[略]			[略]		

(さいたま市障害者更生相談センター条例の一部改正)

- 3 さいたま市障害者更生相談センター条例（平成15年さいたま市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、さいたま市障害者更生相談センター（以下「相談センター」という。）をさいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1に設置する。	(設置) 第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、さいたま市障害者更生相談センター（以下「相談センター」という。）をさいたま市大宮区大門町3丁目1番地に設置する。

さいたま市条例第61号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p>

<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第62号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額<u>30万8,600円</u>を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第9条 医療職給料表(1)の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額<u>30万8,300円</u>を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の90</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>

別表第2アの表を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	603,400
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	604,400
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	605,400
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	606,400
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	607,400
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	608,400
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	609,400
	29	343,200	412,900	465,800	528,200	610,400
	30	345,300	415,000	468,100	530,000	611,400
	31	347,500	417,000	470,400	531,800	612,400
	32	349,900	419,100	472,600	533,600	613,400
	33	352,100	421,000	474,600	535,200	614,400
	34	354,500	422,800	476,700	537,000	615,400
	35	356,700	424,600	478,800	538,700	616,400
	36	359,200	426,600	480,900	540,500	617,400
	37	361,400	428,500	483,000	542,100	618,400
	38	363,800	430,500	484,800	543,700	619,400
	39	366,200	432,400	486,600	545,100	620,400
	40	368,400	434,400	488,400	546,700	621,400
	41	370,700	436,200	490,100	548,200	622,400
	42	372,100	438,000	491,900	549,600	623,400
	43	373,600	439,700	493,700	551,000	624,400
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	625,400
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	626,400

46	377,600	445,100	498,800	554,500	627,400
47	379,100	446,900	500,600	555,500	628,400
48	380,600	448,600	502,400	556,500	629,400
49	381,700	450,400	504,000	557,500	630,400
50	382,700	452,100	505,300	558,400	631,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	632,400
52	384,500	455,700	507,900	560,200	633,400
53	385,400	457,600	508,900	561,000	634,400
54	386,300	458,800	510,200	561,900	635,400
55	387,000	460,000	511,500	562,800	636,400
56	387,900	461,200	512,800	563,700	637,400
57	388,600	462,400	513,800	564,600	638,400
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400	572,500	
67		470,400	522,100	573,400	
68		471,000	523,000	574,300	
69		471,300	523,900	575,200	
70		472,000	524,700	576,100	
71		472,700	525,600	577,000	
72		473,400	526,500	577,900	
73		473,800	527,300	578,800	
74		474,400	528,200	579,700	
75		475,100	529,100	580,600	
76		475,800	529,800	581,500	
77		476,200	530,600	582,400	
78		476,800	531,500	583,300	
79		477,400	532,400	584,200	
80		477,900	533,300	585,100	
81		478,500	534,100	586,000	
82		479,000	535,000	586,900	
83		479,500	535,900	587,800	
84		480,000	536,800	588,700	
85		480,400	537,600	589,600	
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000	542,000		
91		483,600	542,900		
92		484,000	543,800		
93		484,500	544,600		
94		485,100	545,500		
95		485,700	546,400		
96		486,300	547,300		

	97		486,800	548,100		
	98			549,000		
	99			549,900		
	100			550,800		
	101			551,600		
	102			552,500		
	103			553,400		
	104			554,300		
	105			555,100		
	106			556,000		
	107			556,900		
	108			557,800		
	109			558,600		
	110			559,500		
	111			560,400		
	112			561,300		
	113			562,100		
	114			563,000		
	115			563,900		
	116			564,800		
	117			565,600		
再任用 職員		295,700	338,500	393,000	465,400	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族</u>（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 <u>扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u>（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,500円、<u>同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族</u>（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が<u>ない場合</u>にあってはそのうち1人については1万2,000円）とする。</p> <p>4 <u>扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u>（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに<u>該当する</u>事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に<u>該当する事実</u>が生じた場合において、その職員に配偶者が<u>ないときは、その旨を含む。</u>）を任命権者に届け出なければならない。</p>

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

ない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、

父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(期末手当)

第27条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の110を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

4~6 [略]

(勤勉手当)

(期末手当)

第27条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4~6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;"><u>374,000</u></td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;"><u>830,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>	号給	給料月額		円	1	<u>374,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;"><u>373,000</u></td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;"><u>421,000</u></td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;"><u>471,000</u></td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;"><u>532,000</u></td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;"><u>607,000</u></td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;"><u>709,000</u></td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;"><u>829,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>	号給	給料月額		円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	6	<u>709,000</u>	7	<u>829,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>374,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>373,000</u>																																				
2	<u>421,000</u>																																				
3	<u>471,000</u>																																				
4	<u>532,000</u>																																				
5	<u>607,000</u>																																				
6	<u>709,000</u>																																				
7	<u>829,000</u>																																				

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」とする。

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるの	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるの

は「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

は「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第1項及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第7条第1項の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第30条第2項の規定及び改正後の任期付職員給与条例第9条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第63号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>の規定による大学をいう。</u>第52条第2項第6号エ、第58条第7号及び第100条第6号を除き、以下同じ。）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて専門職大学（同法の規定による専門職大学をいう。以下同じ。）の前期課程を修了した者を含む。第90条第3項において同じ。</u>）であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第52条第2項第1号及び第58条第1号において同じ。）</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第1条に規定する大学をいう。</u>第52条第2項第6号エ、第58条第7号及び第100条第6号を除き、以下同じ。）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p>

(職員)

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)~(4) [略]

(5) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であつて、市長が適当と認めたもの

ア 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

イ~エ [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)・(3) [略]

(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(5)~(8) [略]

(9) 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者であつて、市長が適当と認めたもの

(10) [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

〕

(職員)

第52条 [略]

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)~(4) [略]

(5) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であつて、市長が適当と認めたもの

ア 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ~エ [略]

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)・(3) [略]

(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5)~(8) [略]

(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、市長が適当と認めたもの

(10) [略]

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

<p>(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者</u>であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>	<p>(4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u>であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>
--	---

（さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>

該学科又は当該課程を修めて同法の規定による
専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(6)～(10) [略]
4・5 [略]

(6)～(10) [略]
4・5 [略]

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第64号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(技術管理者の資格)</p> <p>第50条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。</u>）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7)～(11) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(技術管理者の資格)</p> <p>第50条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7)～(11) [略]</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第65号

さいたま市大宮区役所駐車場条例

(設置)

第1条 大宮区役所庁舎を利用する市民の利便に資するため、さいたま市大宮区役所駐車場（以下「駐車場」という。）をさいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1に設置する。

(供用時間等)

第2条 駐車場の供用時間は午前零時から午後12時までとし、自動車の入場又は出場をさせることができる時間は午前8時から午後10時までとする。ただし、市長は、事情によりこれらを変更することができる。

(利用できる自動車)

第3条 駐車場を利用できる自動車は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車であって、長さ5.5メートル、幅2.0メートル及び高さ2.3メートルをそれぞれ超えないもの
- (2) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車及び三輪自動車以外のもの

(駐車場の使用料)

第4条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、市長に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(利用できる自動車及び使用料の特例)

第5条 特別の理由により、第3条に規定する自動車以外の自動車を駐車させようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をした場合において、使用料の額が前条の規定により定められた額によりがたいと認めるときは、その都度これを定める。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により駐車場を利用することができないと市長が認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(割増金)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者があるときは、その者から徴収を免れた使用料のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(使用料の不徴収)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が、規則で定める施設等で公務を行うために使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用料を徴収することを不相当と認める自動車

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 規則で定める施設等の利用の認証を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の構造又は管理上駐車を不相当と認めたとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(禁止行為)

第11条 利用者は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。

- (2) 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をすること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、故意又は過失により駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の休止)

第13条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	単位	金額
基本使用料	20分までにつき1台	100円
超過使用料	超過時間20分までごとにつき1台	100円

さいたま市条例第66号

さいたま市六日町山の家条例を廃止する条例

さいたま市六日町山の家条例（平成13年さいたま市条例第215号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

さいたま市条例第67号

さいたま市にぎわい交流館いわつき条例

(設置)

第1条 岩槻の歴史及び文化の発信、産業及び観光の振興並びに地域活性化の拠点として、地域のにぎわいの創出に寄与するため、さいたま市にぎわい交流館いわつき（以下「交流館」という。）をさいたま市岩槻区本町6丁目1番2号に設置する。

(業務)

第2条 交流館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域のにぎわい創出に関すること。
- (2) 産業振興、観光支援等のための交流館の利用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第3条 交流館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、交流館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第4条 交流館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 市長は、前項に規定する開館時間を事情により変更することができる。

(利用期間)

第5条 多目的室及び屋外共用スペース（全部又は一部を占有する場合に限る。以下同じ。）並びに附属設備（以下「貸出施設等」という。）を引き続いて利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 多目的室及び屋外共用スペース 7日
- (2) 附属設備 利用する施設を引き続いて利用することができる期間と同一の期間

(利用の許可)

第6条 貸出施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければ

ならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 多目的室又は屋外共用スペースを利用しようとする者で、営利行為を行おうとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前2項の許可をする場合において、交流館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「貸出施設等の利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、貸出施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は交流館の管理上特に必要があるときは、第6条第1項又は第2項の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。

(3) 貸出施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。

(4) 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって貸出施設等の利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(利用料金)

第9条 貸出施設等の利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用料金を除く。）の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 附属設備の利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 交流館の管理上特に必要があるため、その利用の許可を取り消したとき。
- (2) 貸出施設等の利用者の責めに帰することができない理由により、貸出施設等を利用することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(特別の設備等の制限)

第12条 交流館を利用する者（以下「利用者」という。）は、交流館の施設及び設備（以下「交流館の施設等」という。）を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、交流館の施設等の利用が終わったときは、速やかに原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条第1項の規定により利用の停止若しくは許可の取消しの処分を受けたとき、次条の規定により利用を拒否されたとき又は第15条の規定により退館を命じられたときも、同様とする。

2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(利用の制限)

第14条 市長は、交流館の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

- (1) 交流館の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 交流館を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があるとき又は市長が適当で

ないと認めるとき。

(入館の禁止等)

第15条 市長は、交流館内の秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(損害賠償の義務)

第16条 故意又は過失により交流館を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、交流館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する業務
- (2) 交流館の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条第1項の規定にかかわらず、交流館の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館すること。
- (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、交流館の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、開館時間を変更すること。
- (3) 第5条本文の規定にかかわらず、交流館の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、引き続いて利用することができる期間を変更すること。
- (4) 第6条第1項若しくは第2項の規定により、許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第3項の規定により、交流館の管理上必要な条件を付すること。
- (5) 第8条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当する

とき、許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は交流館の管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(6) 第12条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(7) 第14条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき、又は交流館の管理上支障があるとき、若しくは交流館を利用させることが適当でないとき認めるときに、利用に条件を付し、又は利用を拒否すること。

(8) 第15条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第18条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が交流館の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、貸出施設等（附属設備を除く。）の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を、附属設備の使用料については規則で定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第9条第1項、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者（第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成32年2月22日から施行する。

別表（第9条、第18条関係）

区分	午前	午後	夜間	全日	時間外利用 （1時間につき）
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	
多目的室1	670円	900円	780円	2,350円	
多目的室2	810円	1,080円	940円	2,830円	
屋外共用スペース （1区画）	340円	450円	390円	1,180円	110円

備考

- 1 営利を目的として利用する場合の利用料金は、上記の表の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 2 時間外に係る利用料金は、利用の許可に係る利用時間を超過した場合又は午前9時から午後9時30分までの時間以外に利用する場合に徴収する。この場合において、当該利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

さいたま市条例第68号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
別表第2（第6条、第7条関係）					別表第2（第6条、第7条関係）					
公園名	公園施設名	供用日	供用時間		公園名	公園施設名	供用日	供用時間		
[略]					[略]					
元荒川緑地	[略]				元荒川緑地	[略]				
さいたま新都心公園	集会室	1月4日から12月28日まで	午前9時から	午後9時まで						
備考 [略]					備考 [略]					
別表第4（第19条、第30条関係）					別表第4（第19条、第30条関係）					
公園名	公園施設名	区分	利用料金				時間外利用（1時間につき）	摘要		
			午前	午後	全日					
川通公園	[略]				午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	全日午前9時から午後5時まで			
[略]					[略]					
川通公園	[略]									

さいたま新都心公園	公園施設	集会室	A	1時間につき 130円	130円
			B		

備考 [略]

備考 [略]

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第69号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(建築物の建蔽率の最高限度)	(建築物の建蔽率の最高限度)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前2項の規定の適用については、第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては別表第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とし、第1号及び第2号のいずれにも該当する建築物又は第3号に該当する建築物（南浦和駅西口地区地区整備計画区域内の建築物を除く。）にあっては同表ウ欄に掲げる数値に10分の2を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。	3 前2項の規定の適用については、第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物（ <u>大宮西部地区地区整備計画区域A地区内の建築物を除く。</u> ）にあっては別表第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とし、第1号及び第2号のいずれにも該当する建築物又は第3号に該当する建築物（南浦和駅西口地区地区整備計画区域内の建築物を除く。）にあっては同表ウ欄に掲げる数値に10分の2を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
4~6 [略]	4~6 [略]
(建築物の高さの最高限度)	(建築物の高さの最高限度)
第9条 [略]	第9条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める適用区域の内、次に掲げる区域において、同項の規定の施行又は適用の際現に存する建築物で、その高さが別表第2カ欄に掲げる数値（ <u>天沼台地区地区整備計画区域にあっては、別表第2カ欄(1)に掲げる数値</u> ）を超えるものについて、建築又は修繕若しくは模様替をする場合は、既存の高さを限度とする。	4 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める適用区域の内、次に掲げる区域において、同項の規定の施行又は適用の際現に存する建築物で、その高さが別表第2カ欄に掲げる数値を超えるものについて、建築又は修繕若しくは模様替をする場合は、既存の高さを限度とする。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) <u>天沼台地区地区整備計画区域</u>	

別表第1 (第3条、第9条関係)

項	名称	区域
1～65	[略]	
66	大宮駅東口駅前中地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大宮駅東口駅前中地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
67	天沼台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された天沼台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 (第4条—第9条関係)

1～47 [略]

48 大宮西部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	[略]					[略]

別表第1 (第3条、第9条関係)

項	名称	区域
1～65	[略]	

別表第2 (第4条—第9条関係)

1～47 [略]

48 大宮西部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	[略]	次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)	10分の5(土地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の8)			[略]
		建築物の容積率	割合			
		法第68条の4に規定する公共施設の整備の	10分の10			

						状況に応じた建築物の容積率			
						法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の30		
B-1地区 (大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)	[略]			[略]	B-1地区 (大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)	[次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)]	10分の5(土地地区指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の6)	[略]	
						建築物の容積率	割合		
						法第68条の4に規定する公共施設の整	10分の10		

						公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率			
						法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20		
D-1地区 (大宮 西部地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する D-1地 区をい う。)	[略]			[略]	D-1地区 (大宮 西部地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する D-1地 区をい う。)	[次の表の左欄 に掲げる建築 物の容積率の 区分に応じ、 同表右欄に掲 げる数値(土 地区画整理事 業における換 地処分公告後 は、適用しな い。)]	10分の 5(土地 区画整理 事業にお ける仮換 地指定後、 当該敷地 が道路に 接するよ うになっ た場合は 10分の 6)	[略]	
						建築 物の 容積 率	割合		
						法第 68 条の 4に 規定	10 分の 10		

						する 公 施 設 の 整 備 の 状 況 に 応 じ た 建 築 物 の 容 積 率			
						法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20		
D-2地区 (大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。)	[略]			[略]	D-2地区 (大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。) [略]	次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)	10分の5(土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の6)	[略]	
						建築物の容積率	割合		
						法第 68 条の 4に	10 分の 10		

						規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率			
						法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20		
D-3地区 (大宮西部地区地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-3地区をいう。)	[略]			[略]	[略]	次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)	10分の5(土地地区指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の6)		[略]
						建築物の容積率	割合		
						法第68条の	10分の10		

						68分の10			
						68分の20			
49～65	[略]								
49～65	[略]								

別表第2に次のように加える。

66 大宮駅東口駅前中地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
大宮 駅東口 駅前中 地区地 区計画 の地区 整備計 画図に 表示す	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項第3号、同条第6項各号、同条第7項各号、同条第8項及び同条第9項に規定する営業を営む施設 (2) 風営法第2条第1項					

る地区	第4号に規定するばちんこ屋 (3) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの					
-----	--	--	--	--	--	--

6 7 天沼台地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
天沼台地区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからオまでのいずれかの用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車等の駐車施設を設けて業務を運営するものを除く。） イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 ウ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原	10分の15（第5条第1項及び第3項に規定する建築物の延べ面積には、地階で、その天井が地盤面から高さ1メートル以下にある部分の床面積は、算入しない。）		(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離 1メートル (2) 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離 0.85メートル (3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物に附属する開放性の高い自動車等の車庫で、最高の高さが2.6メートル以下であるもの イ 建築物に附属する物置その他これに類するもの（自動車等の車庫を除く。）で、最高の高さが2.6メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの ウ 出窓で、下端の床面からの高さが30センチメートル以上、かつ、出幅50センチメートル未満、見付面積の2分の1以上が窓で、かつ、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないもの エ この表エの欄の規定の施行若しくは適用の際、現に敷地面積150平方メートル未満である敷地でその全部を一の敷地として使用するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する土地で150平方		(1) 9メートル（この表カの欄の規定の施行若しくは適用の際、現に敷地面積150平方メートル未満である敷地でその全部を一の敷地として使用するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する土地で150平方メートル以上に至ったものを除く。）の最高の高さは、当該部分から真北方向に前面道路が存する部分

<p>動機を使用する場合 にあつては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 共同住宅（地区整備 計画図に示す道路境界 線bに接する敷地面積 600平方メートルを 超える敷地又はこの表 アの欄の規定の施行若 しくは適用の際、現に 共同住宅が存する敷地 （当該規定の施行後、 建築物の全部を共同住 宅以外の用途に供する 建築物の敷地に至った ものを除く。）に建築 するものに限る。）</p> <p>(4) 幼稚園、学校（大学、 高等専門学校、専修学 校及び各種学校を除く。 ）、図書館、美術館そ の他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院及び教会</p> <p>(6) 老人ホーム、保育所、 福祉ホーム、高齢者向 けデイケアセンター、 グループホームその他 これらに類するもの（ 共同住宅型を除く。）</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 巡査派出所、公衆電 話所その他これらに類 する公益上必要な建築 物</p> <p>(9) 自治会館及び集会所</p> <p>(10) 事務所、店舗等の建 築物で、次のアからウ までのいずれかに掲げ る用途のもの（地区整 備計画図に示す道路境 界線aからのみ出入り 又は搬入搬出できる一 の階をその用途に供す るものに限る。）</p> <p>ア (2)アからオまでに 規定するもの</p> <p>イ 日用品の販売を主 たる目的とする店舗</p>	<p>メートル未満のものに建築 するもの（当該規定の施行 後、敷地又は土地の面積が 150平方メートル以上に 至ったものを除く。）</p>	<p>を10メー トルとす ることが できる。)</p> <p>(2) 軒の高さ 7メートル （地区整備 計画図に示 す道路境界 線bに接す る敷地にお いて、敷地 面積600 平方メー トルを超え、 かつ、建蔽 率10分の 5以下とす る建築物に ついては、 適用しない。)</p> <p>(3) 建築物の 各部分の高 さは、当該 部分から前 面道路の反 対側の境界 線又は隣地 境界線まで の真北方向 の水平距離 に0.6を 乗じて得た ものに6メ ートルを加 えた数値（ ただし、(4) の規定を適 用した建築 物について は、(3)の規 定を適用し た数値とす ることはで きない。）</p> <p>(4) この表カ の欄の規定 の施行若し くは適用の 際、現に敷</p>
---	---	--

又は食堂若しくは喫茶店

ウ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(11) 前各号の建築物に附属するもので、かつ、最高の高さが3メートル以下のもの（自動車車庫で地上2階以上の部分にあるものを除く。）

地面積150平方メートル未満である敷地でその全部を一の敷地として使用するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する土地で150平方メートル未満のものに建築する建築物（当該規定の施行後、敷地又は土地の面積が150平方メートル以上に至ったものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値（ただし、(3)の規定を適用した建築物については、(4)の規定を適用した数値とするこ

さいたま市条例第70号

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）について</p>	<p style="text-align: center;">(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

は6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。